

## 資料 4

# 意見交換会実施要領

平成21年8月28日  
大分県道州制研究会

### 1. 目的

これまで大分県道州制研究会(以下「研究会」という。)において、各界の代表者による多岐にわたる幅広い議論を行い、その議論の内容を「大分県道州制研究報告書」として取りまとめたところである。

今後は、道州制について、研究会での議論の内容を幅広く県民に周知するとともに、広く一般の意見等を汲み上げていく必要があることから、研究会において意見交換会を実施する。

### 2. 実施方法

#### (1) 開催

研究会は、委員と県民との意見交換会を5回程度開催する。

#### (2) 研究会からの参加者

道州制に関する説明者として、適宜出席する。出席委員については、研究会委員の希望等を勘案し座長が依頼する。

#### (3) 県民からの参加者

委員以外の参加者は以下のとおりとする。

##### ① 若い世代の住民代表

大学生、各界青年部構成員 など

##### ② 市町村長

##### ③ 道州制によって影響を受けることが予想される分野の住民代表

サラリーマン、主婦及び商工業分野、観光分野、マスコミ分野、農林水産業分野、福祉分野、環境分野、医療・保健分野、教育分野で活躍している者 など

##### ④ その他

#### (4) 議長

意見交換会の議長は座長とし、不在の時は、座長職務代理者又はあらかじめ座長が指名する委員とする。

#### (5) 開催場所

参加者に応じて地理的状況や交通事情等を勘案し、決定する。

#### (6) 傍聴

原則として自由とする。ただし、会場等の状況等によってはこの限りではない。

### 3. その他

この要領に定めるもののほか、意見交換会の実施に関して必要な事項は、座長が定める。